

<屋外広告物の設置者、管理者の皆様へ>

## 屋外広告物の安全点検について

近年、全国で屋外広告物が落下・倒壊する事故が多発しております。

静岡県では、広告物の安全性の向上を図るため、広告物の許可更新時に実施していただいている安全点検の取扱いを、本年4月から、次のとおり変更しますので、改めてご案内します。

### 点検者の資格要件が厳しくなり、安全点検報告書の様式も変更（裏面参照）します。

#### (1) 堅ろうな広告物（建築基準法による工作物の確認申請が必要な4m超の広告物）

- ①「屋外広告物講習会修了者」の資格では、点検ができなくなります。
- ②「屋外広告業者」で屋外広告士等の資格を有していない場合は、屋外広告物点検技能講習を修了することが必要となります。

<点検者の資格一覧（令和2年4月～）>

点検者（点検を行うことができる人）	変更に伴う対応
屋外広告士	(変更無し)
広告美術仕上げ技能士等	
一・二級建築士のうち、 屋外広告物講習会修了者	
屋外広告物点検技能講習修了者	今回、新規に追加 屋外広告物点検技能講習は下記※を参照下さい。

#### (2) その他の広告物は、これまでどおり、どなたでも点検できます。

<今回の変更が適用される市町>

伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、牧之原市 及び 全ての町

（この他の市の取扱いについては、直接各市にお問い合わせください。）

### ※ 屋外広告物点検技能講習とは

- ・ 屋外広告業の事業者団体が実施する、広告物の点検に関する技能講習会です。
  - ・ 受講資格：屋外広告業者であり、5年以上の工事経験年数があること
- 詳しくは、(一社)日本屋外広告業団体連合会 のホームページを御覧ください。

URL <http://www.nikkoren.or.jp/>

静岡県内での開催については、静岡県広告美術業協同組合 へお問い合わせください。

Tel 054-283-3000 URL <https://shizukobi.com>

[問合せ先] 静岡県 交通基盤部 景観まちづくり課 電話 054-221-3702

<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-530a/anzenkanri.html>

静岡県 屋外広告物 安全管理 で 検索

令和2年4月1日以降に実施する点検の報告書

新しい様式です。(様式は県ホームページに掲載してあります。)

・点検項目は平成31年4月から17項目に増えています。

・点検実施者の資格等が厳しくなります。(堅ろうな広告物に限る)

様式第2号の2(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

屋外広告物点検報告書

対象物件	広告物の種類						
	広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所						
	設置年月日						
	現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年月日	番号	第	号	
点検項目等	点検箇所	点検項目	補修を要する不良箇所	補修の概要			
				補修年月日	補修の内容		
	上部基礎構造・	1	上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無	年月日		
		2	基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 無	年月日		
		3	鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無	年月日		
	支持部	1	鉄骨接合部(溶接部・プレート)の腐食、変形、隙間	有 無	年月日		
		2	鉄骨接合部(ボルト、ナット、ビス)のゆるみ、欠落	有 無	年月日		
	取付部	1	アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無	年月日		
		2	溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無	年月日		
		3	取付対象部(柱・壁・スラブ)・取付部周辺の異常	有 無	年月日		
	広告板	1	表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 無	年月日		
		2	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 無	年月日		
		3	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無	年月日		
	照明装置	1	照明装置の不点灯、不発光	有 無	年月日		
		2	照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無	年月日		
		3	周辺機器の劣化、破損	有 無	年月日		
	その他	1	附属部材の腐食、破損	有 無	年月日		
		2	避雷針の腐食、損傷	有 無	年月日		
		3	その他点検した事項( )	有 無	年月日		
		点検した日時	年月日			午前	午後
点検実施者	住所						
	氏名						
	資格等	1 屋外広告士 2 広告美術科の職業訓練指導員の免許所持者、広告美術仕上げ技能士又は広告美術科の職業訓練修了者 3 一級又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者 4 屋外広告物点検技能講習修了者 5 その他					

(注) 対象物件が堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件である場合は、点検実施者の資格等を証する書面又はその写しを添付すること。

## よくあるお問合せ（屋外広告物の安全点検関係）

<b>Q 1</b> 屋外広告物講習会と、屋外広告物点検技能講習との違いは何ですか
A 1 （屋外広告物講習会） 都道府県・政令市が実施する、屋外広告物の設置等に関する知識を習得するための講習会です。屋外広告業者が各営業所ごとに選任する業務主任者や、堅ろうな広告物等の管理者となることができる資格の一つです。 （屋外広告物点検技能講習） 屋外広告業の事業者団体が実施する、広告物の点検に関する講習会です。堅ろうな広告物の更新時の点検者となることができる資格の一つです。屋外広告業者のみ受講可能です。
<b>Q 2</b> 現在、堅ろうな広告物の管理者ですが、屋外広告物点検技能講習の受講は必須ですか
A 2 堅ろうな広告物の管理者の資格要件は、変更ありません。 受講は不要ですが、堅ろうな広告物の更新時は、有資格者に安全点検を依頼して下さい。
<b>Q 3</b> 広告主です。屋外広告物講習会修了し、堅ろうな広告物の管理者となっていますが、来年の更新時に点検者になれるですか。
A 3 令和2年4月以降は、屋外広告物講習会修了者の資格では、点検ができなくなります。有資格者に安全点検を依頼して下さい。
<b>Q 4</b> 広告主です。堅ろうな広告物の安全点検を行える業者を教えてください。
A 4 県ホームページに屋外広告業者の一覧を掲載していますので、最寄りの業者にお尋ねになるか、（公社）静岡県屋外広告協会（電話 054-252-5222）、静岡県広告美術業協同組合（電話 054-283-3000）にご相談下さい。
<b>Q 5</b> 県の条例が適用されない、独自に条例を制定している市※に広告物を設置しています。県と制度の変更時期は同じですか。 ※静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、袋井市、裾野市、伊豆の国市の11市
A 5 変更時期は浜松市を除く10市は県同様、令和2年4月に変更となります。浜松市は一部の変更が令和3年4月から適用されます。 様式など市ごと異なる場合もありますので、詳しくは、直接各市にお問い合わせください。
<b>Q 6</b> 屋外広告物点検技能講習は、年度内に開催されますか。
A 6 令和元年度の県内の講習は終了しました。 今後の開催状況については、（一社）日本屋外広告業団体連合会のホームページをご確認下さい。